

「知的財産推進計画 2015」の各施策の取組状況

内閣官房
知的財産戦略推進事務局

第1部 重点3本柱

- 第1. 地方における知財活用の推進 1
- 第2. 知財紛争処理システムの活性化 3
- 第3. コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開 4

第2部 重要8施策

- 1. 世界最速・最高品質の審査体制の実現 6
- 2. 新たな職務発明制度の導入と営業秘密保護の強化 7
- 3. 国際標準化・認証への取組 8
- 4. 産学官連携機能の強化 9
- 5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備 . . . 10
- 6. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化 12
- 7. 国際的な知的財産の保護及び協力の推進 14
- 8. 知財人財の戦略的な育成・活用 16

1部 重点3本柱

※《 》内は知財計画2015工程表の項目番号、<>内は、知財計画2015本文のページ数。
主な取組例の（ ）内金額は、平成28年度要求額、[]内金額は、平成27年度予算額又は平成26年度補正額。

第1. 地方における知財活用の推進《1～34》

【「知的財産推進計画2015」の記述（概要）】

- ▶ ビジネスの視点からの中小企業による知財活用や、中小企業と大企業・大学とが知財面で連携し、ビジネス化する取組の強化が必要。また、農林水産分野においても模倣品等への迅速かつ的確な対応が必要。
- ▶ 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 中小企業の知財戦略の強化
 - ・「よろず支援拠点」における相談体制及び「知財総合支援窓口」との連携強化
 - ・「知財総合支援窓口」の相談体制の強化
 - ② 地域中小企業と大企業・大学との知財連携強化
 - ・橋渡し・事業化支援人財の目的ごとの配置
 - ・橋渡し・事業化支援人財の連携
 - ③ 農林水産分野における知財戦略の推進
 - ・農林水産分野でのブランド化の促進
 - ・知財マネジメントの普及啓発

【関係府省の主な取組】

（中小企業の知財戦略の強化）<P9>

- ① 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題のワンストップ相談窓口として、各都道府県に設置した「よろず支援拠点」において、知財の相談に対応できる人財を追加配置し、それにより拠点と知財総合支援窓口との連携を強化するほか、各拠点に対する知財啓発等を行うなど、人員強化や相談体制の強化等をすべく、予算要求中（65億円の一部[39億円の一部]）。（経済産業省）
- ② 「知財総合支援窓口」の実施主体を特許庁から独立行政法人工業所有権情報・研修館に移行するとともに、他の支援機関等とも連携しつつ、弁理士、弁護士などの専門家の活用を拡大し、更なる相談体制の強化を行うべく、予算要求中（123.2億円の一部[105.9億円の一部]）。（経済産業省）

(地域中小企業と大企業・大学との知財連携の強化) < P 1 1 >

- ③ 地域中小企業の潜在ニーズを掘り起こして事業を構想し、金融機関を含む地域ネットワークを構築・活用しながら、大企業等のシーズとのマッチングから資金調達・販路開拓までを支援する「事業プロデューサー」を派遣すべく、予算要求中(2.0億円(新規))。
(経済産業省)
- ④ 科学技術振興機構から目利き人財(マッチングプランナー)15名を派遣し、地域中小企業のニーズを掘り起こして、当該ニーズ解決のために最適な技術シーズを全国の大学等から見つけ出してマッチングさせ、共同研究から事業化を目指す段階までの支援を実施中。(文部科学省)
- ⑤ 自動車、航空機、バイオ等の「地域戦略分野」ごとに、大企業等のOBを活用し、戦略分野における産業専門家である「戦略分野コーディネータ」を6分野7事業主体配置し、地域中小企業等に対し、全国の公設試・関連企業との共同開発の仲介を行うとともに、各地の公設試等との間の連携促進や機能強化のための助言等を実施中。(経済産業省)
- ⑥ 地域ブロックごとの戦略産業に基づき、戦略分野コーディネータ、マッチングプランナー、公設試験研究機関、産業支援機関、大学、自治体等が意見交換、情報共有を図るため、地域ブロック会議を開催予定(本年度中)。(経済産業省、文部科学省、内閣官房)

(農林水産分野における知財戦略の推進) < P 1 3 >

- ⑦ 各都道府県において、地理的表示(GI)保護制度や登録申請に係る説明会を開催し、本制度の周知徹底を図るとともに、登録支援窓口としてGIサポートセンターを設置し、登録申請に係る相談等の支援を実施すべく予算要求中(1.7億円の一部(新規))。(農林水産省)
- ⑧ 知的財産の保護・活用方策について事例を交えたマニュアルを用いた人財育成研修会を開催し、知的財産マネジメントを理解し実践できる人財を育成すべく予算要求中(1.7億円の一部(新規))。(農林水産省)

第2. 知財紛争処理システムの活性化《35～40》

【「知的財産推進計画2015」の記述（概要）】

- 知的財産高等裁判所の創設から10年経過し、我が国知財紛争処理システムは、迅速性、予見可能性、経済性等の点で一定の評価。他方、権利の安定性、証拠収集の困難さ（例：製造技術）、損害賠償額の水準や、中小企業・地方当事者の利便性等の課題も存在。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 知財紛争処理システムの機能強化
 - ② 知財紛争処理システムの活用促進
 - ③ 知財紛争処理システムに関する情報公開・海外発信

【関係府省の主な取組】

（知財紛争処理システムの機能強化）＜P18＞

- ① 証拠収集手続の改善、ビジネスの実態を反映した損害賠償額の実現、権利付与から紛争処理を通じての権利の安定性の向上、差止請求権の在り方について、知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会の枠組みにおいて「知財紛争処理システム検討委員会」を開催し、総合的な検討を本年10月より開始予定。（内閣官房）

（知財紛争処理システムの活用促進）＜P18＞

- ② 各よろず支援拠点の人員強化等相談体制の強化と、同全国本部に係争・訴訟に実績のある専門家も含むサポートチームの設置を実施すべく、予算要求中（65億円の一部[39億円の一部]）。（経済産業省）

（知財紛争処理に関する情報公開・海外発信）＜P19＞

- ③ 経済活動等がグローバル化する中で、日本企業や事業者が海外に進出したり、海外の資本を日本に呼び込むための基盤を整備したりするという観点から、経済・ビジネス・知財関係法令をはじめ、翻訳整備計画に基づく英訳法令 455本を日本法令外国語訳データベースシステムにおいて公開済（2015年9月末現在）（1.2億円[0.9億円]）。（法務省）

第3. コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進《41～64》

【「知的財産推進計画2015」の記述（概要）】

- ▶ 日本コンテンツの海外展開は、アジア諸国においても、欧米や韓国コンテンツの後塵を拝している。一層の浸透を図り関連産業も含めた収益を生み出す構造を作り出すためには、①海外展開しやすいコンテンツの制作・確保、②継続的な展開による浸透、③コンテンツと周辺産業・地域との連携を一体的に進めることが重要。
- ▶ 上記の各段階における課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 海外展開しやすいコンテンツの制作・確保
 - ・ 既存コンテンツの現地化支援
 - ・ 経理処理の一層の迅速化、効率化
 - ② 継続的な展開による浸透
 - ・ 放送枠の確保、市場性が低い国における日本コンテンツの露出
 - ・ 国際的なコンテンツ人財の育成・活用
 - ・ 海外の日本ファンとの連携
 - ③ コンテンツと周辺産業・地域との連携
 - ・ 多様な分野との連携促進
 - ・ 地域との連携

【関係府省の主な取組】

（海外市場で受け入れられるコンテンツの制作・確保）＜P24＞

- ① J-LOP のローカライズ・プロモーション支援について、平成27年度9月末時点での採択件数は650件、執行率は86%。[60億円(H26補正)]（経済産業省）
- ② 平成27年4月から映像コンテンツ権利処理機構(aRma)が著作権等管理事業者として、権利使用料の徴収・分配に関する一元的な権利処理を開始。実演家に係る権利処理の更なる迅速化、効率化について、権利処理期間の短縮化を目標とした放送事業者及び権利者団体との実務者協議を実施中。また、レコード原盤権に係る権利の一層の円滑化について、放送事業者及び権利者団体が平成25年度より3年間の実証実験を実施中。（総務省）

（海外市場への継続的な展開）＜P25＞

- ③ 「地域の活性化」、「訪日外国人観光客の増加」（「ビジット・ジャパン」）や「日本食・食文化の魅力発信」、「日本の最先端の音楽・ファッション等の発信」（「クールジャパン」）等に資することを目的として、現地でのニーズや視聴形態の動向等を踏まえた放送コンテンツを製作し、ASEANを中心とするアジア等の新興国等における放送枠を確保して継続的に発信。（17億円[16.5億円(H26補正)]）（総務省）
- ④ 日本文化紹介の観点から、国際交流基金を通じ、日本の放送コンテンツを途上国等に提供。60か国90局以上のテレビ局から放送希望があり、約250番組（延べ）について現地における放送に向けた手続を進行中。（145億円の一部[30億円の一部(H26補正)]）（外務省）

- ⑤ コンテンツ産業におけるプロデューサー人財を育成するため、コンテンツビジネスの国際的な手法を学べる海外フィルムスクールへの留学支援を実施中。また、フィルムスクールのみならず、海外コンテンツビジネス関連企業での実務研修にも対象を広げるべく、プロダクション企業を対象としたニーズ調査等を実施予定。(7.0 億円の一部[6.9 億円の一部]) (経済産業省)
- ⑥ 日本コンテンツや各種イベントを効果的に発信するため、日本コンテンツファンである留学生・現地学生を中心とする「コ・フェスタ・アンバサダー」の組織化、各イベントの広報活動等の実施を予定。(経済産業省)
- ⑦ 日本コンテンツを分野横断的かつ国際的に紹介するプラットフォームとしての J A P A C O N を活用し、データベースや管理システム及び日本と海外のコンテンツ事業者のマッチング強化に関する民間の取組等に対し必要に応じて助言や情報提供を実施中。(総務省、経済産業省)
- ⑧ J-LOP、BEAJ の支援により海外で展開する日本ドラマの放映に合わせて、観光庁において製作した訪日促進 CM を放映。さらに、JNTO (日本政府観光局) の Facebook 等において、当該日本ドラマの情報を発信する等、日本の放送コンテンツ等の海外展開と連携し、訪日プロモーションを実施。[3 億円の一部 (H26 補正)] (国土交通省)

(コンテンツと周辺産業との連携) < P 27 >

- ⑨ クールジャパン関連分野における官民や異業種間の連携強化・意識向上を図り、クールジャパンのムーブメントを活性化するための官民連携組織「クールジャパン戦略推進官民連携プラットフォーム」(仮称) の設置を準備中。(内閣官房)
- ⑩ 日本の多様な魅力を海外に発信し、日本全体のブランド向上に資するための「日本ブランド発信事業」を実施。日本の魅力に対する関心や共感、日本文化に対する理解を促進するとともに、日本の良さに共感する外国人による再発信を促し、波及効果の拡大を目指すため、発信力のある様々な分野の専門家を海外に派遣し、講演会やデモンストレーション等を実施中。(0.61 億円 [0.59 億円]) (外務省)
- ⑪ 日本の魅力あるロケーションを発信し、日本国内における映画撮影の促進及び日本映画の創造活動の活性化を図るため、全国各地域のフィルムコミッションが保有・蓄積している情報をインターネット上に集約し、日本国内はもとより、海外に向けての情報提供を実施中。(0.16 億円 [0.16 億円]) (文部科学省)
- ⑫ コンテンツ産業と製造業・観光業等の他産業との連携促進や、当初から広域展開を念頭に置いたコンテンツづくり、コンテンツを効果的に発信するための取組みに対しての支援の実施を予定。(5 億円) (経済産業省)
- ⑬ 放送事業者と、周辺産業(観光業、地場産業、他のコンテンツ等)、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、「クールジャパン戦略」「ビジット・ジャパン戦略」「地方の創生」等に資する放送コンテンツを制作、発信するとともに、様々な連動プロジェクトを一体的に展開する取組を支援。(17 億円 [16.5 億円 (H26 補正)]) (総務省) 【再掲】

第2部 重要8施策

1. 「世界最速・最高品質の審査体制」の実現《65～75》

【「知的財産推進計画2015」の記述（概要）】

- ▶ 権利化までの期間を世界最速水準まで迅速化し、強く・広く・役に立つ特許権の設定の実現と併せ、不断の審査品質向上を目指すべく、引き続き特許審査体制の整備・強化が必要。また、各国特許庁の審査負担が増加する中、特許審査等の国際連携に向けた施策も必要。更に、意匠制度の利便性向上に向けた検討も必要。
- ▶ 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現等
 - ・特許審査の迅速化と品質の向上
 - ・特許・意匠・商標の品質管理
 - ・意匠制度・運用の見直しの検討
 - ② 特許審査の国際連携の推進
 - ・特許審査ハイウェイの運用改善及び拡大
 - ・特許審査における外国知財庁との連携の推進

【関係府省の主な取組】

（「世界最速・最高品質の特許審査」の実現等）＜P30＞

- ① 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現のため、審査体制の整備・強化をすべく、機構定員要求中。また、権利化までの期間を平均14か月とする目標の達成や特許審査の質の維持・向上に向け、外国語文献を含めた先行技術文献調査の外注を拡充すべく、予算要求中（260億円 [241億円]）。（経済産業省）
- ② 「審査の品質管理に関するマニュアル」の改訂及びユーザー満足度調査の調査項目等の見直しは実施済。今後、適時・適切な品質監査を実施するために監査体制をシステム化するとともに、特許審査の品質管理を補助する非常勤職員を増員すべく予算要求中（3.8億円）。（経済産業省）
- ③ 意匠制度の利用促進を図るため、図面提出の一部省略や優先権書類の電子的交換を可能とするデジタルアクセスサービスの利用などの手続きの簡素化等に向けて検討中。（経済産業省）

（特許審査等の国際連携の推進）＜P31＞

- ④ 二国間協議及び多国間交渉の場を通じて、特許審査ハイウェイ（PPH）の申請要件統一に向けた取組を推進中。また、本年7月からルーマニア及びエストニア共和国とPPHの試行を開始し、ベトナムともPPH試行開始予定（来年4月）。今後もインド等の新興国と協議を実施して拡大する予定。（経済産業省）
- ⑤ 日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、調査結果及び見解を共有した後、それぞれが早期かつ同時期に最初の審査結果を送付する日米協働調査試行プログラム（日米協働調査）を今年8月開始。（経済産業省）

2. 新たな職務発明制度の導入と営業秘密保護の強化《76～82》

【「知的財産推進計画2015」の記述（概要）】

- 本年7月、新たな職務発明制度を定めた改正特許法が成立し、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、当該権利は、その発生した時から使用者等に帰属するものとし、この場合、従業者等は、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとなった。また、本年7月、罰金刑の引上げ、非親告罪化を含む改正不正競争防止法が成立し、営業秘密漏えいに対する抑止力の向上が図られた。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 新たな職務発明制度の導入
 - ② 営業秘密保護の強化
 - ・ 営業秘密保護マニュアル（仮称）の策定
 - ・ 官民連携の促進

【関係府省の主な取組】

（新たな職務発明制度の導入）＜P33＞

- ① 使用者等と従業者等の調整の手続に関するガイドラインについて、現在、産業構造審議会特許制度小委員会にて審議中（年明け目途に確定予定）。（経済産業省）

（営業秘密保護の強化）＜P33＞

- ② 情報セキュリティ、人事労務、犯罪学、企業実務などの各分野の専門家からなる研究会を本年9月から開催し、営業秘密保護マニュアル（仮称）策定に向けて検討中。（経済産業省）
- ③ 本年7月に第1回営業秘密官民フォーラムを開催し、捜査機関等から、情報窃取の最新の手口やその対応策について、また INPIT 等から、営業秘密相談窓口やサイバーセキュリティ対策の最新状況について、それぞれ情報提供を実施。今後、年1、2回のペースで会合を開催予定。（経済産業省）

3. 国際標準化・認証への取組《83～95》

【「知的財産推進計画2015」の記述（概要）】

- 官民連携の下での戦略的標準化を更に加速するためには、研究開発段階から一体的に標準化に取り組むこと、標準化に係る国際交渉を担う人財等を拡充すること、中堅・中小企業等の標準化の支援体制を強化することが一層必要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 戦略的標準化の加速
 - ・標準化に係る国際交渉を担う人財等の育成
 - ・中堅・中小企業等の標準化の支援体制の強化
 - ② 個別分野における国際標準化
 - ・食品産業分野における国際標準化戦略の推進
 - ・IoTの進展等に適切に対応した国際標準化戦略の推進

【関係府省の主な取組】

（戦略的標準化の加速）＜P35＞

- ① 研究開発段階からの一体的な標準化の重要性について、セミナー等を通じて、企業経営者や研究開発のプロジェクトマネージャーに対して普及啓発中（「知的財産推進計画2015」策定後、3件実施済）。（経済産業省）
- ② 今年度より、管理職、営業職、初心者を対象とした人財育成プログラムを新たに開始。また、大学・大学院での学期を通じた標準化講義の開設に向け、働きかけ中。（経済産業省）
- ③ 中堅・中小企業等から提案のあった5件について、「新市場創造型標準化制度」を活用してJIS原案を作成中。また、「新市場創造型標準化制度」の活用等について、自治体、産業振興機構、地域金融機関等と連携し、アドバイザーが支援する「標準化活用パートナーシップ制度」を実施予定（本年11月）。（経済産業省）

（個別分野における国際標準化戦略の推進）＜P36＞

- ④ 日本発の食品安全管理規格・認証スキーム等を推進するため、検討会や説明会の開催、規格・認証スキーム等を国際的に普及させていくための国際機関等との連携や海外への情報発信等を支援すべく予算要求中（0.9億円（新規））。（農林水産省）
- ⑤ 膨大な数のIoT機器を迅速かつ効率的に接続する技術、異なる無線規格のIoT機器や複数のサービスをまとめて効率的かつ安全に接続・収容する技術等の共通基盤技術の研究開発及び社会実証を実施し、国際標準化を推進することを目的とする「多様なIoTサービスを創出する共通基盤技術の確立・実証」を予算要求中（11億円）。（総務省）

4. 産学官連携機能の強化《96～103》

【「知的財産推進計画2015」の記述（概要）】

- 産学連携活動は定着しつつあるものの、事業化に向けた技術の橋渡しにはいまだ課題が多い。また、大学と大企業の共願特許の実施率が低いという問題も指摘されている。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 大学の知財戦略強化に向けた取組
 - ・大学の競争力強化に向けた研究経営システムの構築
 - ・大学自身の知財戦略策定及び知財マネジメントの実行の促進
 - ・産学連携機能評価を活用した産学連携活動の改善
 - ・共同研究における特許出願と契約の在り方の検討
 - ② 国の研究開発プロジェクトの知財戦略強化

【関係府省の主な取組】

（大学の知財戦略強化に向けた取組）＜P38＞

- ① 全国的な大学の研究経営システムの確立を図るため、大学の研究経営資源（知的資産）のマネジメントを担う人材育成に係る「イノベーション経営人材育成システム構築事業」及び産学官連携のリスクマネジメントモデルの確立・普及に係る「産学官連携リスクマネジメント推進事業」を実施すべく、予算要求中（3.2億円 [0.7億円]）。（文部科学省）
- ② 大学における外国出願について、適切な知財戦略が検討された知財を重点的に支援する運用にシフト（25.2億円 [25.3億円]）。（文部科学省）
- ③ 経済産業省と文部科学省が開発した評価指標を活用して、各機関が産学連携活動を自ら検証できるようにするための「産学連携活動マネジメントの手引き」を作成し、今年度中に各機関へ提供予定。（経済産業省、文部科学省）
- ④ 特許庁と文部科学省とが連携し、大学と企業の共同研究から生み出された発明等の取扱い（特許出願の形態・活用状況、契約及びそれらの背景事情）に関する調査研究を実施し、今年度中に取りまとめ予定。（経済産業省、文部科学省）

（国の研究開発プロジェクトの知財戦略強化）＜P39＞

- ⑤ 経済産業省が本年5月に策定したガイドライン等を参考に、各府省の研究開発プロジェクトの性質等に応じた知的財産マネジメントの在り方を検討させるため、経済産業省のガイドラインについて説明する関係府省担当官会議を本年6月に開催済。（内閣官房、関係府省）

5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備《104～110》

【「知的財産推進計画2015」の記述（概要）】

- ▶ デジタル・ネットワークの発達に伴い、国内外においてクラウド技術を活用したコンテンツの利用サービスの発展、人工知能技術や3Dプリンティングの発展など、技術的・社会的変化に迅速に対応しつつ、創作物を利用したサービスを創出し、発展させていくために、柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など、デジタル・ネットワーク時代に相応しい制度整備が求められている。
- ▶ 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進
 - ② 持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備
 - ③ 新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の検討
 - ④ 教育の情報化の推進
 - ⑤ 公共データのオープン化・二次利用の促進

【関係府省の主な取組】

（権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進）＜P42＞

- ① 円滑なライセンス体制の構築のため、昨年度の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において音楽関係の権利者団体から提案された「音楽集中管理センター」（仮称）の具体化等に向けて関係当事者間で協議が行われており、文化庁において必要に応じ支援を実施。（文部科学省）

（持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備）＜P42＞

- ② 昨年度より文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会において検討を開始。今年度もクリエイターへの適切な対価還元等のための私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入等について検討中。（文部科学省）

（新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の検討）＜P42＞

- ③ デジタル・ネットワークの発達に伴う新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方について集中的・専門的な検討を行うため、平成27年7月に文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会のもとにワーキングチームを設置し、10月に第1回会合を開催。「著作物等の利用円滑化のためのニーズ」を広く募集し、提出されたニーズを基に、優先課題を選定のうえ将来のニーズも踏まえた検討を実施中。（文部科学省）
- ④ 情報を大量に集めて活用することで付加価値を生み出す「情報利活用」時代への対応や、人工知能・3Dプリンティングなど新しい情報財の出現などを念頭に、次世代の

知的財産制度の在り方について、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会の枠組みにおいて「次世代知財システム検討委員会」を開催し、本年11月より議論を開始予定。(内閣官房)

(教育の情報化の推進) <P 4 2>

- ⑤ いわゆる「デジタル教科書」の位置付け及びこれに関連する教科書制度の在り方について専門的な検討を平成27年5月より実施中。今後、平成28年度中に結論を得ることを目標に、平成28年夏頃に中間まとめを行う予定。(文部科学省)
- ⑥ ICT活用教育の推進について、昨年度実施した我が国におけるICT活用教育に係る著作物等の利用の実態ならびに諸外国の関連する制度及び運用実態等に関する調査研究の結果を踏まえ、著作権法制度やライセンス体制の在り方等を文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討中。(文部科学省)

(公共データのオープン化・二次利用の促進) <P 4 3>

- ⑦ 平成27年4月に「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会」報告書における今後の検討会課題及びフォローアップの在り方等について検討を行うため、「オープンサイエンス推進に関するフォローアップ検討会」を設置した。7月に第1回会議を開催し、今後、有識者や関係機関からデータの所有権や著作権ポリシーを含むデータの権利に関する課題についての論点整理を行うこととしている。(内閣府)

6. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化《111～124》

【「知的財産推進計画2015」の記述（概要）】

- デジタルアーカイブは、文化保存等やその二次的な利用の基盤となる重要な取組であるところ、個々の分野ごとに一定の取組は進みつつある一方、分野間の連携等、利活用の円滑化に向け、国として総合的な取組が求められる。
- 上記の課題をふまえ、以下の施策に取り組む。
 - ① アーカイブ間の連携・横断の促進
 - ・分野横断的な連携を可能とする統合ポータル構築
 - ・アーカイブ連携の課題の共有・検討のための関係省庁等連絡会及び実務者協議会の設置、推進
 - ② アグリゲータを中心とした分野ごとの取組の促進
 - ③ アーカイブ利活用に資する基盤整備
 - ・アーカイブ構築と利活用促進のための著作権制度の整備
 - ・目的に応じたポータル構築環境の整備
 - ・アーカイブ関連人材の育成
 - ・地方におけるデジタルアーカイブ構築支援

【関係府省の主な取組】

（アーカイブ間の連携・横断の促進）＜P46＞

- ① 分野横断的な連携を可能とする統合ポータル構築に向け、目指すべきアーカイブ連携の枠組、国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインの連携、その他の分野の連携に関する各課題の共有等について、今年度の実務者協議会にて検討することを決定。（国立国会図書館、文部科学省等）
- ② 本年9月、関係省庁等連絡会及び実務者協議会を設置。第1回関係省庁等連絡会を開催し、各省庁等での取組状況を共有するとともに、実務者協議会の当面の検討事項を決定。今年度中に実務者協議会を3回程度開催し、アーカイブ構築及び利活用促進に係る課題について検討予定。（内閣官房、国立国会図書館、文部科学省、総務省、経済産業省）

（分野ごとの取組の促進）＜P47＞

- ③ 書籍分野について、アグリゲータによる取組として、国立国会図書館サーチシステムと連携する図書館データベースの件数を平成26年度の99件から今年度101件に拡充。さらに、各図書館の館長や担当者に応じた研修等を継続的に実施し、各図書館のデジタル化の推進に必要な情報の周知、アーカイブ連携のための技術的要素の一つである外部提供インターフェース（API）の実装を促進。（国立国会図書館、文部科学省）

- ④ 文化財分野について、文化遺産オンラインでの収蔵品情報の作成・登録、英訳のための体制構築、国指定文化財画像の収集等を推進。(文部科学省)
- ⑤ メディア芸術等分野について、アグリゲータによる取組として、メディア芸術所蔵情報整備事業では、メディア芸術データベースの既存データ約40万件に加え、カレント情報等の新規情報を拡充。また、メディア技術アーカイブ推進支援事業として、今年度は、11研究機関等にて実施されるメディア芸術分野のアーカイブ化に係る取組を支援。(文部科学省)
- ⑥ 放送コンテンツ分野について、NHK、放送番組センターが行っている学校教育や遠隔地での放送コンテンツの利活用に関する最新の取組状況を継続して聴取。(総務省)

(アーカイブ利活用に資する基盤整備) <P48>

- ⑦ アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備について、所蔵する著作物等の保存のための複製が認められる施設として、本年6月、登録博物館及び博物館相当施設を包括的に指定。著作権者不明等の場合の裁定制度につき、過去に裁定を受けた著作物について、権利者搜索の要件を緩和するための制度改正を検討中。(文部科学省)
- ⑧ 目的に応じたポータル構築環境の整備について、アーカイブの利活用促進に係る課題の一つとして、メタデータのオープン化の推進等について、今年度の実務者協議会にて検討することを決定。(国立国会図書館等、内閣官房等)
- ⑨ 平成27年度において地方自治体が保有する地域・歴史にまつわる写真、動画、文書等のコンテンツをオープン化予定。(総務省)

7. 国際的な知的財産の保護及び協力の推進《125～139》

【「知的財産推進計画2015」の記述（概要）】

- 我が国企業がグローバルにビジネス展開する上で新興国の知財制度や保護水準の違いが課題となっている。また、模倣品・海賊版による被害は、様々な国を経由し世界中に拡散しており、近年は、国境を越えたインターネット上の知財侵害も深刻さが増している。
- 上記課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 特許審査や模倣品・海賊版の摘発等の知的財産の権利化から権利行使まで含めた新興国に対する支援・協力
 - ② 新興国政府に対する制度整備支援等の積極的な推進我が国知財制度・運用に関する情報発信の強化

【関係府省の主な取組】

（知財システムの国際化への対応）＜P52＞

- ① ASEAN 各国等新興国との協力覚書等に基づき、審査官派遣、知財人財の受入、審査協力等を実施し、審査実務・知財人財育成方法などの我が国の知財システムの普及と浸透を推進中。（経済産業省）
- ② ミャンマーにおける知的財産制度整備を目的として JICA 専門家を長期派遣し、現地で知財庁の立ち上げに向け、業務運営の支援等を実施中。ベトナムにおいては、知的財産権の保護および執行強化を目的とした JICA プロジェクトを実施し、知財保護及び執行機関の能力強化、知財関連機関の連携強化に向けたネットワーク構築、普及啓発活動について支援中。（外務省、経済産業省）
- ③ インドネシアにおける知的財産の保護体制の強化とともに、ビジネス関連法の起草・審査における整合性を向上させる手続整備を目的とした新規 JICA プロジェクトについて、インドネシアと合意し、本年度中にプロジェクト開始予定。（法務省、外務省、経済産業省）

（国際的な枠組みを通じた知財保護強化）＜P53＞

- ④ 引き続き、アジア・太平洋地域、欧州等の各国・地域との EPA/FTA を、戦略的に推進し、知的財産の保護が図られるよう働きかけを行う。（外務省、財務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省）

(模倣品・海賊版対策の強化) < P 5 3 >

- ⑤ 各国の取締機関やインターネット配信事業者などと連携し、海賊版の取締りやオンライン上の侵害コンテンツの削除を推進する。また、オンライン侵害対策の強化に資する権利者とセキュリティソフト開発会社や課金事業者等との連携に向け、必要に応じて支援を実施(約 3.8 億円の一部[約 5.1 億円の一部])。(経済産業省)
- ⑥ 国境を越えて模倣品・海賊版を発信するサイトや行為に対する措置の在り方について、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会の枠組みにおいて「次世代知財システム検討委員会」を開催し、11 月より議論を開始予定。(内閣官房、関係府省)
- ⑦ 中国・韓国等との二国間協議や侵害発生国の取締り機関職員を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナー、侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み・執行状況の調査や法制面での権利執行の強化を支援するための著作権法制担当者等を対象としたフォーラム・セミナー、普及啓発のためのイベント・セミナーを実施(一部予定)。また、近年増加しているインターネット上の著作権侵害対応に関する著作権者向けのハンドブックを作成中。(約 0.8 億円[約 0.8 億円])。(文部科学省)
- ⑧ 各産業界からの要望を踏まえ、日中間を始めとする政府間交流の場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版や冒認商標出願といった知財侵害について、インターネット上を含め、その対策強化に向けた要請や協力を実施(約 3.8 億円の一部[約 5.1 億円の一部])。(経済産業省)

8. 知財人財の戦略的な育成・活用《140～154》

【「知的財産推進計画2015」の記述（概要）】

- 知財マネジメントを総合的に行い得る人財の育成確保は、引き続き大きな課題である。また、コンテンツ産業の海外展開等の推進が急務となっており、国際人財の育成・活用を積極的に進めていく必要がある。これら人財の効果的な育成には、裾野拡大が重要である。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 中小企業や農業関係者が知財を活用する意識を高める取組や、知財を戦略的にビジネスの場面で活用できる人財育成の推進
 - ② 海外市場を念頭に置いたコンテンツ制作のための国際人財の育成・活用の積極的な推進
 - ③ 各教育段階における取組の推進、国民に対する啓発活動など知財教育・知財啓発の推進
 - ④ 各分野で求められる知財人財の育成の検討など知財人財育成戦略の見直し

【関係府省の主な取組】

（知財を戦略的に活用できる人財の育成）＜P56＞

- ① 平成26年度に引き続き、「グローバル知財マネジメント人財育成推進事業」により企業の経営幹部等を対象に行う実践的な研修プログラムの開発を推進中。また、INPITが実施している知的財産活用研修を着実に進めるほか、中小企業向けの「グローバル知財マネジメント人材育成プログラム」を開発中。（経済産業省）

（国際的なコンテンツ人財の育成・活用）＜P58＞

- ② コンテンツ産業におけるプロデューサー人財を育成するため、コンテンツビジネスの国際的な手法を学べる海外フィルムスクールへの留学支援を実施中。また、フィルムスクールのみならず、海外コンテンツビジネス関連企業での実務研修にも対象を広げべく、プロダクション企業を対象としたニーズ調査等を実施予定。（7.0億円の一部[6.9億円の一部]）（経済産業省）【再掲】

（コンテンツ産業の基盤となる人財の育成）＜P58＞

- ③ 「若手アニメーター等人材育成事業」では、一線級の監督の下、制作スタッフに若手人財を起用し、制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTを組み込んだ制作現場における若手アニメーター等の人財育成の実施とともに、制作作品による上映会等の発表機会の提供を実施中（2.1億円[2.1億円]）。（文部科学省）

- ④ アニメーション、マンガ、ゲーム・CG分野など成長分野等における中核的専門人財等を養成するため、専修学校、大学等と産業界が協働し、社会人等の就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための「地域版学び直し教育プログラム」を開発・実証を行う取組を推進（15.3億円の一部[15.7億円の一部]）。（文部科学省）
- ⑤ テレビ番組制作の取引において、独占禁止法の優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となり得る行為が行われていないかについて、実態調査を行い「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」を平成27年7月に公表。（公正取引委員会）

（知財教育・知財啓発の推進）＜P59＞

- ⑥ 山口大学を研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会を実施する教育関係共同利用拠点とし、我が国全体における将来の知財人財育成に資する取組を実施中。また、山口大学からの要求を踏まえ予算要求中（0.15億円）。（文部科学省）
- ⑦ 学習指導要領に基づき、小・中・高等学校の各段階において、創造性を育むとともに、法の意義、著作権の理解、自他の権利の尊重など知的財産に関する教育を推進中。（文部科学省）

【参考】

各学校における創造性を育む教育を推進するため、スーパーサイエンススクールや中高生の科学研究実践活動推進プログラムを実施中。（文部科学省）

（知財人財育成の横断的な検証・検討）＜P59＞

- ⑧ 「知的財産人材育成総合戦略」における知財人財育成の取組を検証し、知財人財の育成の在り方等について知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会において検討予定。（内閣官房）